

令和7年第4回南島原市教育委員会定例会

日時 令和7年4月25日（金）午後2時
場所 南有馬庁舎 2階会議室1

議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長・各課報告

第5 議案審議

報告第3号 南島原市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について

報告第4号 南島原市英語指導助手任用規則の一部を改正する規則について

報告第5号 南島原市教育支援委員会委員の委嘱について

報告第6号 学校医の変更について

報告第7号 史跡原城跡・日野江城跡専門委員会委員の委嘱について

第6 その他

(1) 準要保護児童生徒就学援助の認定について

(2) 南島原市立小・中学校学校評議員の委嘱について

(3) 令和7年度教育委員会主要事業計画について

(4) 次回教育委員会定例会の開催について

(5) その他

第7 閉会

令和7年 第4回南島原市教育委員会定例会 教育長報告

○令和7年3月の諸会議並びに諸行事

- 25日(火) 13:00 南島原市中体連会長来庁(南有馬庁舎)
19:30 令和6年度南島原市スポーツ協会 第3回理事会(南有馬庁舎)
- 27日(木) 13:30 第2回市DX推進本部会議(西有家庁舎)
- 28日(金) 10:00 市P連・商工会来庁(南有馬庁舎)
- 31日(月) 10:00 令和6年度退職者辞令交付式(有家庁舎)
14:00 小中学校教職員退職者辞令交付式(カムス)

○令和7年4月の諸会議並びに諸行事

- 1日(火) 8:40 令和7年度辞令交付式(有家庁舎)
14:00 小中学校教職員辞令交付式(カムス)
- 2日(水) 10:00 部局長会議(西有家庁舎)
15:30 口加高校校長来庁(南有馬庁舎)
- 3日(木) 11:00 島原法務局長来庁(南有馬庁舎)
- 4日(金) 13:30 南高医師会訪問(雲仙市)
16:00 市校長会来庁(南有馬庁舎)
- 8日(火) 9:00 市内中学校入学式(有家中学校)
13:30 令和7年度 第21回入学式(翔南高校)
- 9日(水) 9:10 市内小学校入学式(有家小学校)
- 11日(金) 11:00 千々石少年自然の家所長来庁(南有馬庁舎)
16:00 市教頭会来庁(南有馬庁舎)
- 14日(月) 13:00 令和7年度島原・雲仙・南島原地区初任者・中堅教諭等向上研修
第1回実施運営委員会(雲仙市)
- 17日(木) 14:00 第1回長崎県都市教育長協議会(長崎市) ~18日
- 21日(月) 15:30 南島原市中体連来庁(南有馬庁舎)
- 23日(水) 15:00 令和7年度天正遣欧少年使節ゆかりの地首長会議(西都市) ~24日

令和7年 第4回南島原市教育委員会定例会 各課報告

○教育総務課

- 3月31日 教育委員会退職者等辞令交付式
- 4月1日 教育委員会辞令交付式
- 4月18日 令和7年度 学校予算説明会

○学校教育課

- 3月24日 令和6年度市内小・中学校修了式
臨時校長会（南有馬庁舎）
- 3月25日 懲戒処分交付（県庁）
- 3月31日 令和6年度南島原市立小・中学校教職員退職者辞令交付式（カムス）
- 4月1日 令和7年度南島原市立小・中学校教職員辞令交付式（カムス）
市校長会臨時総会（カムス）
- 4月7日 令和7年度市内小・中学校第1学期始業式
- 4月8日 令和7年度市内中学校入学式
- 4月9日 令和7年度市内小学校入学式
- 4月16日 島原半島租税教育推進協議会幹事会（島原税務署）
- 4月17日 全国学力・学習状況調査（小6：国語、算数、理科）（中3：国語、数学、理科）
県学力調査（小5：国語、算数）（中2：国語、数学）
- 4月18日 県学力調査（中3：英語）
- 4月24日 義務教育関係指導主事研修会（県庁） ～25日

○生涯学習課

- 3月25日 南島原市スポーツ推進委員会企画委員会（カムス）
南島原市スポーツ協会第3回理事会（南有馬庁舎）
セミナーヨ版画展・ビードロ美術館巡回展（雲仙市ビードロ美術館）～30日
- 3月26日 第4回社会教育委員兼公民館運営審議会委員会議（オアシスセンター）
南島原市スポーツ推進委員会理事会（南有馬庁舎）
- 3月28日 原城マラソン大会第4回実行委員会（原城温泉真砂）
- 4月4日 長崎県市長会シラキノ視察（アートビレッジシラキノ）
- 4月7日 北有馬田平住民センターの譲渡または廃止にかかる説明（北有馬田平住民センタ）
- 4月8日 【巡回展】第23回セミナーヨ現代版画展（長崎県美術館）～13日
春のあんしんネット啓発（有家中・口之津中）
- 4月15日 長崎県スポーツ協会第1回生涯スポーツ委員会（南有馬庁舎オンライン）
- 4月17日 放課後子ども教室推進事業「寺子屋21」第1回実行委員会（市内3会場）～22日
- 4月24日 南島原市婦人会連絡協会議総会（口之津老人福祉センター）

令和7年 第4回南島原市教育委員会定例会 各課報告

○文化財課

- 3月24日 原城跡遺物図化業務：完成検査
大平古墳図化業務（有家）：完成検査
養台寺跡遺物図化業務（西有家）：完成検査
新堂原遺跡遺物図化業務委託（西有家）：完成検査
馬場地区発掘調査支援業務（深江）：完成検査
- 3月28日 原城跡多目的広場（二ノ丸便益施設）測量設計業務：完成検査
- 4月4日 長崎県市長会行政視察（南有馬町、世界遺産センター整備事業説明）
- 4月8日 南島原観光ガイドの会 有馬の郷四役会（南有馬町）
- 4月10日 令和7年度第1回世界遺産県市町調整会議（長崎県庁）

報告第3号

南島原市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について

提案理由

J E Tプログラム参加者の報酬額の見直し及び南島原市会計年度任用職員の勤務時間、休暇に関する規則の改正に伴い、所要の改正を行ったので、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第5条の規定により報告する。

令和7年4月25日提出

南島原市教育委員会
教育長 松本 弘明

南島原市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則

南島原市招致外国青年任用規則（平成18年南島原市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「28万円」を「33万5,000円」に、「30万円」を「34万5,000円」に、「32万5,000円」を「35万5,000円」に、「33万円」を「36万円」に改める。

第15条第1項第18号中「3日間以内」を「5日間以内」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月22日から施行し、改正後の南島原市招致外国青年任用規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

南島原市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
<p>(報酬及びその計算)</p> <p>第8条 南島原市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年南島原市条例第13号。以下「条例」という。)第4条の規定による参加者の報酬の額は、月額<u>33万5,000円</u>(再任用された場合の2年目は月額<u>34万5,000円</u>、3年目は月額<u>35万5,000円</u>、4年目以降は月額<u>36万円</u>)とし、所得税及び住民税が賦課される場合は、この報酬額から参加者が負担する。ただし、所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第5号の非居住者に該当する参加者については、日本国内において賦課される所得税の額を控除した後の額が、同項第3号の居住者に該当する任用1年目の参加者の日本国内において賦課される所得税及び住民税の額を控除した後の報酬の額と同額になるように報酬の額を調整する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第15条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18) 夏季休業中における心身の健康の維持及び増進又は生活の充実のために請求した場合 週休日、休日を除いて連続する<u>5日間以内</u></p> <p>(19)～(24) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(報酬及びその計算)</p> <p>第8条 南島原市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年南島原市条例第13号。以下「条例」という。)第4条の規定による参加者の報酬の額は、月額<u>28万円</u>(再任用された場合の2年目は月額<u>30万円</u>、3年目は月額<u>32万5,000円</u>、4年目以降は月額<u>33万円</u>)とし、所得税及び住民税が賦課される場合は、この報酬額から参加者が負担する。ただし、所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第5号の非居住者に該当する参加者については、日本国内において賦課される所得税の額を控除した後の額が、同項第3号の居住者に該当する任用1年目の参加者の日本国内において賦課される所得税及び住民税の額を控除した後の報酬の額と同額になるように報酬の額を調整する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第15条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18) 夏季休業中における心身の健康の維持及び増進又は生活の充実のために請求した場合 週休日、休日を除いて連続する<u>3日間以内</u></p> <p>(19)～(24) (略)</p> <p>2 (略)</p>

南島原市招致外国青年任用規則

平成18年3月31日

規則第54号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 職務（第3条・第4条）
- 第3章 任用期間及びその終了（第5条—第7条）
- 第4章 報酬その他の給付（第8条—第10条の2）
- 第5章 勤務時間、休日、休暇及び休職（第11条—第19条）
- 第6章 服務（第20条—第27条）
- 第7章 懲戒（第28条）
- 第8章 公務災害補償等（第29条・第30条）
- 第9章 雑則（第31条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この任用規則（以下「規則」という。）は、語学指導等を行う外国青年招致事業により、南島原市（以下「市」という。）において語学指導等を行う外国青年（以下「参加者」という。）の勤務条件を定めることを目的とする。

2 参加者の勤務条件に関する事項でこの規則に定めのないものについては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他の法令及び市の条例（以下「法令等」という。）の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）国際交流員 国際交流活動に従事する参加者
- （2）外国語指導助手 主として教育委員会又は小・中学校等に配置され、外国語担当指導主事又は外国語担当教員等の助手として職務に従事する参加者
- （3）所属長 国際交流員又は外国語指導助手が所属する組織の長

(4) 週 日曜日に始まり直近の土曜日に終わる期間

(5) 月 1日に始まり当該月の末日に終わる期間

第2章 職務

(国際交流員の職務)

第3条 国際交流員は、所属長の指示を受け、次に掲げる職務を行う。

(1) 地方公共団体の国際交流関係事務の補助（外国語刊行物等の編集・翻訳・監修、国際経済交流事業を含む国際交流事業の企画・立案及び実施に当たっての協力・助言、外国からの訪問客の接遇、イベント等の際の通訳等）

(2) 地方公共団体の職員、地域住民に対する語学指導への協力

(3) 地域の民間交流団体の事業活動に対する助言、参画

(4) 地域住民の異文化理解のための交流活動及び外国人住民の生活支援活動への協力

(5) その他所属長が必要と認める職務

(外国語指導助手の職務)

第4条 外国語指導助手は、主として教育委員会又は学校において、所属長又は校長の指示を受け、次に掲げる職務を行う。

(1) 中学校における外国語科等の授業の補助

(2) 小学校における外国語科、外国語活動等の補助

(3) 外国語教材作成の補助

(4) 外国語科教員等に対する現職研修への補助

(5) 特別活動及び部活動等への協力

(6) 外国語担当指導主事及び外国語担当教員等に対する語学に関する情報の提供

(7) 外国語スピーチコンテストへの協力

(8) 地域における国際交流活動への協力

(9) その他所属長又は校長が必要と認める職務

2 外国語指導助手は、所属長の指示に従って管下の学校を巡回し、特定の学校に駐在し、又は両者を組み合わせた方法で前項各号の職務を行う。

第3章 任用期間及びその終了

(任用期間)

第5条 参加者の任用期間は、1年間とする。

- 2 前項の任用期間満了後、市は、参加者として必要な能力を有すると実証される場合には、1年間の再度の任用を行うことができるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市は、引き続き5年間の任用期間が経過した場合においては、再度の任用は行わないものとする。

(退職)

第6条 参加者は、前条の任用期間を誠実に職務を遂行しなければならない。ただし、やむを得ず前条の期間の満了前に退職するときは、退職しようとする日の30日前までに申し出なければならない。

(免職)

第7条 市は、参加者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該参加者を免職することができる。

- (1) 日本国憲法その他日本の法令等又はこの規則に違反した場合
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (3) 当該参加者の担当する職務に著しくふさわしくない行為があった場合
 - (4) 身体又は精神の障害により職務に堪えられないと認められる場合
 - (5) 勤務態度が不良で改善の見込みがないと認められる場合
 - (6) 勤務しない日が連続して60日（勤務しないことの原因が職務又は通勤による災害である場合並びに第15条第1項第6号及び第7号の休暇である場合においては、それぞれの理由による勤務しない期間及びそれぞれの期間の満了した後の30日間を除く。）を超えた場合
 - (7) 応募書類に虚偽の記載があった場合
- 2 前項の規定にかかわらず、市は、議会により予算が承認されず、又は予算が削減されたため参加者に対して報酬を支払うことができない場合は、30日前までに予告し、又は1月分の報酬を支払って参加者を免職することができる。

第4章 報酬その他の給付

(報酬及びその計算)

第8条 南島原市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年南島原市条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定による参加者の報酬の額は、月額33万5,000円（再任用された場合の2年目は月額34万5,000円、3年目は月額35万5,000円、4年目以降は月額

36万円)とし、所得税及び住民税が賦課される場合は、この報酬額から参加者が負担する。ただし、所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第5号の非居住者に該当する参加者については、日本国内において賦課される所得税の額を控除した後の額が、同項第3号の居住者に該当する任用1年目の参加者の日本国内において賦課される所得税及び住民税の額を控除した後の報酬の額と同額になるように報酬の額を調整する。

- 2 報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日又は勤務を要しない日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は勤務を要しない日でない日とする。
- 3 参加者の勤務が月の中途から開始し、又は月の中途で終了したときは、当該月に係る報酬の額は、日割計算により算出する。
- 4 報酬の日割計算に当たっては、報酬の月額に12を乗じ、その額を260で除して得た額を1日当たりの額とし、時間割の計算に当たっては、報酬の月額に12を乗じ、その額を1,820で除して得た額を1時間当たりの額とする。

(報酬の減額)

第9条 参加者が勤務を要する時間に勤務しなかった場合は、この規則に別の定めがあるときを除き、当該勤務しなかった1時間につき前条第4項により計算した1時間当たりの額を前条第1項の報酬から減額して支給するものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の報酬からこれを減額できなかつたときは、翌月の報酬からこれを減額するものとする。

- 2 前項の勤務しなかった時間の計算に当たっては、当該勤務しなかった時間の属する月における全ての勤務しなかった時間を合計して行うものとし、1時間未満の端数については30分未満を切り捨て、30分以上は1時間とする。

(費用弁償等)

第10条 参加者が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復するとき及び職務を行うために旅行するときは、費用弁償として、条例第8条の規定により、費用を弁償する。

- 2 市は、日本から本国の出発国際空港までの航空券又は相当分の金額を参加者の赴任及び帰国のための費用として弁償する。ただし、帰国費用は、当該参加者が第5条の任用期間を満了後、日本において市又は第三者と雇用関係に入ることなく、その満了後1月以内に帰国のために日本を出発する場合に限り弁償するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、本人の責によらない理由により任用期間満了前に帰国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めたときは、帰国費用を弁償することができる。

第10条の2 市は、参加者が正当な理由なく帰国した場合等によって実際に被った損害について賠償を求めることができる。

第5章 勤務時間、休日、休暇及び休職

(勤務時間)

第11条 参加者の勤務時間は、休憩時間を除き1週間について35時間とする。

2 参加者の勤務時間の割振りは、次のとおりとする。

(1) 国際交流員の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの毎日午前9時15分から午後5時15分までとし、土曜日及び日曜日は、勤務を要しない日とする。ただし、月曜日から金曜日までの毎日午後0時から午後1時までは休憩時間とし、この時間は、参加者が自由に使用できるものとする。

(2) 外国語指導助手の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの毎日午前8時15分から午後4時までとし、土曜日及び日曜日は、勤務を要しない日とする。ただし、月曜日から金曜日までの毎日午後0時45分から午後1時30分までは休憩時間とし、この時間は、参加者が自由に使用できるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、所属長は、参加者に対し、土曜日又は日曜日に勤務することを指示することができる。この場合は、その週を含めて4週間以内に代休を与えることとし、当該4週間で平均して1週間につき35時間を超える勤務をさせないものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、所属長は、参加者に対し、その勤務時間又は休憩時間の変更を指示することができる。この場合においても、1日につき7時間を超える勤務をさせないものとする。

(休日)

第12条 次に掲げる日を休日とする。

(1) 国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日をいう。）

(2) 年末年始（12月29日から翌年1月3日までの期間をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、所属長は、あらかじめ、振り替える休日を指定した上で、前項の休日に勤務を命ずることができる。

3 休日は、有給とする。

(年次有給休暇)

第13条 参加者は、第5条に定める任用期間中に分割又は連続した20日間の年次有給休暇を取得することができる。この年次有給休暇は、時間単位で取得することも差し支えない。

2 参加者は、前項の年次有給休暇の取得に当たっては、原則として3日前までに、3日以上連続した休暇を取得するときは1月前までに、それぞれ所属長に申し出なければならない。

3 参加者が第5条の任用期間満了後、市に再度任用される場合には20日間を限度として年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）を、次の任用期間に繰り越すことができるものとする。

4 所属長は、業務上必要があると認めるときは、参加者の申し出た年次有給休暇の時季及び期間の変更をすることができる。

（病気休暇）

第14条 病気休暇の期間は、病気又は負傷のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。

2 病気休暇は、その開始の日から起算して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。以下この項の日数において同じ。）を超えることができない。病気休暇を承認された期間と期間の間が7日に満たないときは、それらの2の期間は、連続するものとみなす。

3 病気休暇は、有給とする。

（特別休暇）

第15条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

（1） 父母、配偶者等が死亡した場合 父母、配偶者又は子が死亡した場合は、連続する10日の範囲内の期間。兄弟姉妹又は祖父母が死亡した場合は、連続する5日の範囲内の期間

（2） 参加者本人が結婚する場合 連続する5日の範囲内の期間

（3） 不可抗力の災害により自己の住居が損壊した場合 被害の程度に応じ市が必要と認める期間

（4） 通勤に要する交通機関の事故等による交通途絶の場合 当該交通途絶が解消するまでの期間

（5） 参加者が不妊治療（不妊の原因等を調べるための検査、不妊の原因となる疾病の治

療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等をいう。)に係る通院等(医療機関への通院、医療機関が実施する説明会への出席(これらにおいて必要と認められる移動を含む。)等を含む。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 第5条第1項に定める任期中において5日(当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間

(6) 女子の参加者が6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間

(7) 女子の参加者が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間。
ただし、産後6週間を経過した女子の参加者が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。

(8) 参加者が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間

(9) 参加者の妻が出産する場合であって、その出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する参加者が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における5日の範囲内の期間

(10) 参加者が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の時間(男子の参加者にあっては、その子の当該参加者以外の親が当該参加者がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

(11) 中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育するため参加者が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

- (12) 女子の参加者が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日
- (13) 参加者が、その配偶者、父母、子、配偶者の父母その他南島原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成18年南島原市規則第24号）で定める者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行及びその他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において、5日（要介護者が複数の場合にあつては、10日とする。）以内で必要と認められる期間
- (14) 介護開始予定日から93日を経過する日の翌日以後も引き続き在職が見込まれる（93日を経過する日から6月を経過する日までの間に任期が満了し、かつ更新がないことが明らかであるものを除く。）参加者が、要介護者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合 当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ通算して6月の範囲内において必要と認められる期間
- (15) 参加者が、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る前号の期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 1日につき2時間（当該参加者について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる時間
- (16) 妊娠中又は出産後1年以内の女子の参加者が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条第1項に規定する健康診査を受けるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があつた場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、その都度必要と認められる時間
- (17) 妊娠中の女子の参加者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合 適宜休憩し、又は補食するために必要と認められる時間
- (18) 夏季休業中における心身の健康の維持及び増進又は生活の充実のために請求した場合 週休日、休日を除いて連続する5日間以内

- (19) 入国後の住居地の届出時・査証申請時等において所属長が特に必要と認めた場合
所属長が必要と認める期間
- (20) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
により入院し、又は交通を制限され、若しくは遮断された場合 必要と認める期間
- (21) 参加者が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議
会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められると
き。 必要と認められる期間
- (22) 参加者が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得
ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (23) 参加者が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことが
やむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (24) その他所属長が特に必要と認めた場合 所属長が必要と認める期間

2 前項第1号から第9号まで、第17号から第22号まで及び第24号の特別休暇は有給とし、
同項第10号から第16号まで及び第23号の特別休暇は無給とする。

(休職)

第16条 参加者が病気（第18条第1項の疾病を除く。）、負傷その他やむを得ない理由によ
り勤務できない日が連続して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。次項の日数におい
て同じ。）を超える場合においては、市は、当該参加者の申請により必要と認めるときは、
これを休職させることができる。

2 前項の場合において、その休職の期間中の報酬の支給は、次に定めるところによる。

- (1) 勤務できない事情が職務による負傷又は疾病である場合は、その休職の期間中、報
酬から公務災害補償等によって得られる給付を差し引いた額を支給する。
- (2) 勤務できない事情が前号に定めるもの以外の場合は、その休職の期間が当該休職に
先行する勤務できない日の初日から起算して30日に達するまでは報酬の全額を支給し、
30日を超え60日に達するまでは報酬の半額を支給し、60日を超えるときは報酬を支給し
ない。

(起訴休職)

第17条 参加者が刑事事件に関し起訴されたときは、市は、当該参加者を休職させることが
できる。

2 前項の場合において、その休職期間中は、報酬の6割を支給する。

(勤務禁止)

第18条 参加者が次に掲げる感染性の疾病その他の疾病にかかったときは、市は、当該参加者を勤務させないものとする。

(1) 病毒伝ばのおそれのある感染性の疾病にかかって、感染予防の措置をしていない者

(2) 精神障害のために、現に自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれのある者

(3) 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者

(4) 前3号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

2 前項の場合において、その勤務しない期間中の報酬の支給については、第16条第2項の規定を準用する。

(休暇及び休職の手続)

第19条 第14条第1項並びに第15条第1項第1号から第5号まで及び同項第8号から第19号までの休暇を取得する場合は予定日数を、同項第20号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事情がやんだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。

2 第15条第1項第6号及び第7号の休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事情がやんだ後、速やかに届け出なければならない。

3 病気又は負傷のため連続して3日を超える休暇を取得する場合及び休職の申請をする場合は、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。この場合において、所属長は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることがある。また、3日以内の休暇を取得する場合であっても、所属長は必要と認めるときは、診断書の提出を求めることができる。

4 第17条第1項による休職及び前条第1項による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該参加者は、速やかにその事実を所属長に届けなければならない。

第6章 服務

(職務命令に従う義務)

第20条 参加者は、その職務を遂行するに当たって、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(職務専念義務)

第21条 参加者は、この規則に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用いなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第22条 参加者は、市及び語学指導等を行う外国青年招致事業の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(守秘義務)

第23条 参加者は、職務を遂行するに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。退職した後も、また、同様とする。

(セクシュアル・ハラスメントの禁止)

第24条 参加者は、性的な言動によって他の職員に不快感を与えたり、就業環境を害してはならない。

(営利企業等の従事制限)

第25条 参加者は、所属長の許可を受けなければ、いかなる組織の役員となり、若しくは市以外の者に雇用され、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

(宗教活動等の制限)

第26条 参加者は、その勤務に関して、宗教活動又は政治活動を行ってはならない。

(自動車等運転の制限)

第27条 参加者は、通勤のためにする場合を除き、所属長の許可を受けずにその勤務のために自動車その他の原動機付き交通用具を運転してはならない。

第7章 懲戒

(懲戒処分)

第28条 市は、参加者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該参加者に対し、戒告、減給、停職又は懲戒免職の処分をすることができる。

- (1) 日本国憲法その他日本の法令等又はこの規則に違反した場合
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (3) 当該参加者の担当する職務にふさわしくない行為があった場合

(4) 勤務態度が不良と認められる場合

2 前項の各処分の意義及び効果は、次に定めるところによる。

(1) 戒告 書面により当該行為を戒める。

(2) 減給 1回につき平均報酬の1日分の半額を減給し、当該行為を戒める。ただし、1月以内に2回以上減給する場合においても、その総額は、1月における報酬の10分の1を上回らないものとする。

(3) 停職 7日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の報酬は支払わない。

(4) 懲戒免職 予告期間を設けることなく即時に免職する。この場合において、所轄の労働基準監督署の認定を受けたときは、労働基準法第20条に規定する手当を支給しない。

第8章 公務災害補償等

(公務災害補償)

第29条 参加者は、公務上の災害（負傷、疾病、障害等又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例（平成8年長崎県市町村総合事務組合条例第18号）の定めるところにより、これらの災害に対する補償を受けることができる。

(公務外の災害補償)

第30条 市は、損害保険契約の締結により、参加者が公務上の災害又は通勤による災害以外の災害を受けた場合における損害補償について配慮するものとする。

第9章 雑則

(委任)

第31条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の招致外国青年就業規則（平成6年深江町規則第12号）、招致外国青年就業規則（平成12年北有馬町教育委員会規則第7号）又は招致外国青年就業規則（平成13年加津佐町規則第15号）の規定によりなされた処分、手続その

他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(令和2年度における任用期間の特例)

- 3 第5条第3項の規定にかかわらず、令和2年度においては、市は、引き続き5年間の任用期間が経過した場合においても、1年間の再度の任用を行うことができる。

(令和3年度における任用期間の特例)

- 4 第5条第3項の規定にかかわらず、令和3年度においては、市は、引き続き5年間又は6年間の任用期間が経過した場合においても、令和3年9月30日までの再度の任用を行うことができる。

(令和5年6月1日から同年10月31日までの間における特別休暇の特例)

- 5 令和5年6月1日から同年10月31日までの間における第15条第1項第18号の規定の適用については、同号中「3日間」とあるのは「5日間」とする。

報告第4号

南島原市英語指導助手任用規則の一部を改正する規則について

提案理由

南島原市招致外国青年任用規則及び南島原市会計年度任用職員の勤務時間、休暇に関する規則の改正に伴い、所要の改正を行ったので、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第5条の規定により報告する。

令和7年4月25日提出

南島原市教育委員会
教育長 松本 弘明

南島原市英語指導助手任用規則の一部を改正する規則

南島原市英語指導助手任用規則（平成28年南島原市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「28万円」を「33万5,000円」に改める。

第15条第1項第18号中「3日間以内」を「5日間以内」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月22日から施行し、改正後の南島原市英語指導助手任用規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

南島原市英語指導助手任用規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
<p>(報酬及びその計算)</p> <p>第7条 南島原市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年南島原市条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定による参加者の報酬の額は、月額<u>33万5,000円</u>とし、所得税及び住民税が賦課される場合は、この報酬額から参加者が負担する。ただし、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第5号の非居住者に該当する参加者については、日本国内において賦課される所得税の額を控除した後の額が、同項第3号の居住者に該当する任用1年目の参加者の日本国内において賦課される所得税及び住民税の額を控除した後の報酬の額と同額になるように報酬の額を調整する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第15条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18) 夏季休業中における心身の健康の維持及び増進又は生活の充実のために請求した場合 週休日、休日を除いて連続する<u>5日間以内</u></p> <p>(19)～(24) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(報酬及びその計算)</p> <p>第7条 南島原市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年南島原市条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定による参加者の報酬の額は、月額<u>28万円</u>とし、所得税及び住民税が賦課される場合は、この報酬額から参加者が負担する。ただし、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第5号の非居住者に該当する参加者については、日本国内において賦課される所得税の額を控除した後の額が、同項第3号の居住者に該当する任用1年目の参加者の日本国内において賦課される所得税及び住民税の額を控除した後の報酬の額と同額になるように報酬の額を調整する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第15条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18) 夏季休業中における心身の健康の維持及び増進又は生活の充実のために請求した場合 週休日、休日を除いて連続する<u>3日間以内</u></p> <p>(19)～(24) (略)</p> <p>2 (略)</p>

南島原市英語指導助手任用規則

平成28年10月7日
教育委員会規則第19号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 職務（第3条）
- 第3章 任用期間及びその終了（第4条—第6条）
- 第4章 報酬その他の給付（第7条—第10条）
- 第5章 勤務時間、休日、休暇及び休職（第11条—第19条）
- 第6章 服務（第20条—第27条）
- 第7章 懲戒（第28条）
- 第8章 公務災害補償等（第29条・第30条）
- 第9章 雑則（第31条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、語学指導外国青年招致事業により、南島原市（以下「市」という。）において語学指導等を行う外国青年のうち、JETプログラムによる任用以外の参加者（以下「参加者」という。）の勤務条件を定めることを目的とする。

2 参加者の勤務条件に関する事項でこの規則に定めのないものについては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他の法令及び市の条例（以下「法令等」という。）の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）英語指導助手 主として教育委員会又は小・中学校等に配置され、外国語担当指導主事又は外国語担当教員等の助手として職務に従事する参加者
- （2）所属長 英語指導助手が所属する組織の長
- （3）週 日曜日に始まり直近の土曜日に終わる期間

(4) 月 1日に始まり当該月の末日に終わる期間

第2章 職務

(英語指導助手の職務)

第3条 英語指導助手は、主として教育委員会又は学校において、所属長又は校長の指示を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 中学校における外国語科等の授業の補助
- (2) 小学校における外国語科、外国語活動等の補助
- (3) 外国語教材作成の補助
- (4) 外国語科教員等に対する現職研修への補助
- (5) 特別活動への協力
- (6) 外国語担当指導主事及び外国語担当教員等に対する語学に関する情報の提供
- (7) 外国語スピーチコンテストへの協力
- (8) 地域における国際交流活動への協力
- (9) その他所属長又は校長が必要と認める職務

2 英語指導助手は、所属長の指示に従って管下の学校を巡回し、特定の学校に駐在し、又は両者を組み合わせた方法で前項各号の職務を行う。

第3章 任用期間及びその終了

(任用期間)

第4条 参加者の任用期間は、1年間とする。

2 前項の任用期間満了後、市は、参加者として必要な能力を有すると実証される場合には、通算して3年を限度として更新することができるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特に必要があると市が認めた場合は、3年を超えて更新することができる。

(退職)

第5条 参加者は、前条の任用期間は誠実に職務を遂行しなければならない。ただし、やむを得ず前条の期間の満了前に退職するときは、退職しようとする日の30日前までに申し出なければならない。

(免職)

第6条 市は、参加者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該参加者を

免職することができる。

- (1) 日本国憲法その他日本の法令等又はこの規則に違反した場合
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (3) 当該参加者の担当する職務に著しくふさわしくない行為があった場合
 - (4) 身体又は精神の障害により職務に堪えられないと認められる場合
 - (5) 勤務態度が不良で改善の見込みがないと認められる場合
 - (6) 勤務しない日が連続して60日（勤務しないことの原因が職務又は通勤による災害である場合並びに第15条第1項6号及び第7号の休暇である場合においては、それぞれの理由による勤務しない期間及びそれぞれの期間の満了した後の30日間を除く。）を超えた場合
 - (7) 応募書類に虚偽の記載があった場合
- 2 前項の規定にかかわらず、市は、議会により予算が承認されず、又は予算が削減されたため参加者に対して報酬を支払うことができない場合は、30日前までに予告し、又は1月分の報酬を支払って参加者を免職することができる。

第4章 報酬その他の給付

(報酬及びその計算)

- 第7条 南島原市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年南島原市条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定による参加者の報酬の額は、月額33万5,000円とし、所得税及び住民税が賦課される場合は、この報酬額から参加者が負担する。ただし、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第5号の非居住者に該当する参加者については、日本国内において賦課される所得税の額を控除した後の額が、同項第3号の居住者に該当する任用1年目の参加者の日本国内において賦課される所得税及び住民税の額を控除した後の報酬の額と同額になるように報酬の額を調整する。
- 2 報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日又は勤務を要しない日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は勤務を要しない日でない日とする。
 - 3 参加者の勤務が月の中途から開始し、又は月の中途で終了したときは、当該月に係る報酬の額は、日割計算により算出する。
 - 4 報酬の日割計算に当たっては、報酬の月額に12を乗じ、その額を260で除して得た額を1日当たりの額とし、時間割の計算に当たっては、報酬の月額に12を乗じ、その額を1,820

で除して得た額を1時間当たりの額とする。

(報酬の減額)

第8条 参加者が勤務を要する時間に勤務しなかった場合は、この規則に別の定めがあるときを除き、当該勤務しなかった1時間につき前条第4項により計算した1時間当たりの額を前条第1項の報酬から減額して支給するものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の報酬からこれを減額できなかつたときは、翌月の報酬からこれを減額するものとする。

2 前項の勤務しなかった時間の計算に当たっては、当該勤務しなかった時間の属する月における全ての勤務しなかった時間を合計して行うものとし、1時間未満の端数については30分未満を切り捨て、30分以上は1時間とする。

(費用弁償等)

第9条 参加者が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復するとき及び職務を行うために旅行するときは、費用弁償として、条例第8条の規定により、費用を弁償する。

2 市は、日本から本国の出発国際空港までの航空券又は相当分の金額を参加者の赴任及び帰国のための費用として弁償する。ただし、帰国費用は、当該参加者が第4条の任用期間を満了後、日本において市又は第三者と雇用関係に入ることなく、その満了後1月以内に帰国のために日本を出発する場合に限り弁償するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、本人の責によらない理由により任用期間満了前に帰国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めたときは、帰国費用を弁償することができる。

第10条 市は、参加者が正当な理由なく帰国した場合等によって実際に被った損害について賠償を求めることができる。

第5章 勤務時間、休日、休暇及び休職

(勤務時間)

第11条 参加者の勤務時間は、休憩時間を除き1週間について35時間とする。

2 参加者の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの毎日午前8時15分から午後4時までとし、土曜日及び日曜日は、勤務を要しない日とする。ただし、月曜日から金曜日までの毎日午後0時45分から午後1時30分までは休憩時間とし、この時間は、参加者が自由に使用できるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、所属長は、参加者に対し、土曜日又は日曜日に勤務することを指示することができる。この場合は、その週を含めて4週間以内に代休を与えることと

し、当該4週間を平均して1週間につき35時間を超える勤務をさせないものとする。

- 4 第2項の規定にかかわらず、所属長は、参加者に対し、その勤務時間又は休憩時間の変更を指示することができる。この場合においても、1日につき7時間を超える勤務をさせないものとする。

(休日)

第12条 次に掲げる日を休日とする。

(1) 国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日をいう。）

(2) 年末年始（12月29日から翌年1月3日までの期間をいう。）

- 2 前項の規定にかかわらず、所属長は、あらかじめ、振り替える休日を指定した上で、前項の休日に勤務を命ずることができる。

- 3 休日は、有給とする。

(年次有給休暇)

第13条 参加者は、第4条に定める任用期間中に分割又は連続した20日間の年次有給休暇を取得することができる。この年次有給休暇は、時間単位で取得することも差し支えない。

- 2 参加者は、前項の年次有給休暇の取得に当たっては、原則として3日前までに、3日以上連続した休暇を取得するときは1月前までに、それぞれ所属長に申し出なければならない。

- 3 参加者が第4条の任用期間満了後、市に再度任用される場合には20日間を限度として年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）を、次の任用期間に繰り越すことができるものとする。

- 4 所属長は、業務上必要があると認めるときは、参加者の申し出た年次有給休暇の時季及び期間の変更をすることができる。

(病気休暇)

第14条 病気休暇の期間は、病気又は負傷のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。

- 2 病気休暇は、その開始の日から起算して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。以下この項の日数において同じ。）を超えることができない。病気休暇を承認された期間と期間の間が7日に満たないときは、それらの2の期間は、連続するものとみなす。

3 病気休暇は、有給とする。

(特別休暇)

第15条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 父母、配偶者等が死亡した場合 父母、配偶者又は子が死亡した場合は、連続する10日の範囲内の期間。兄弟姉妹又は祖父母が死亡した場合は、連続する5日の範囲内の期間
- (2) 参加者本人が結婚する場合 連続する5日の範囲内の期間
- (3) 不可抗力の災害により自己の住居が損壊した場合 被害の程度に応じ市が必要と認める期間
- (4) 通勤に要する交通機関の事故等による交通途絶の場合 当該交通途絶が解消するまでの期間
- (5) 参加者が不妊治療（不妊の原因等を調べるための検査、不妊の原因となる疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等をいう。）に係る通院等（医療機関への通院、医療機関が実施する説明会への出席（これらにおいて必要と認められる移動を含む。）等をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 第4条第1項に定める任期中において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
- (6) 女子の参加者が6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間
- (7) 女子の参加者が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間。
ただし、産後6週間を経過した女子の参加者が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。
- (8) 参加者が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間
- (9) 参加者の妻が出産する場合であって、その出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場

合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する参加者が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における5日の範囲内の期間

(10) 参加者が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の時間(男子の参加者にあつては、その子の当該参加者以外の親が当該参加者がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

(11) 中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育するため参加者が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間

(12) 女子の参加者が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日

(13) 参加者が、その配偶者、父母、子、配偶者の父母その他南島原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成18年南島原市規則第24号)で定める者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護、要介護者の通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行及びその他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において、5日(要介護者が複数の場合にあつては、10日とする。)以内で必要と認められる期間

(14) 介護休暇開始予定日から93日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる(93日を経過する日から6月を経過する日までの間に任期が満了し、かつ更新がないことが明らかであるものを除く。)参加者が、要介護者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合 当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ通算して6月の範囲内において必要と認められる期間

(15) 参加者が、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る前号の期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であ

ると認められる場合 1日につき2時間（当該参加者について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる時間

(16) 妊娠中又は出産後1年以内の女子の参加者が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条第1項に規定する健康診査を受けるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、その都度必要と認められる時間

(17) 妊娠中の女子の参加者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合 適宜休憩し、又は捕食するために必要と認められる時間

(18) 夏季休業中における心身の健康の維持及び増進又は生活の充実のために請求した場合 週休日、休日を除いて連続する5日間以内

(19) 入国後の住居地の届出時・査証申請時等において所属長が特に必要と認めた場合 所属長が必要と認める期間

(20) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により入院し、又は交通を制限され、若しくは遮断された場合 必要と認める期間

(21) 参加者が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。 必要と認められる期間

(22) 参加者が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

(23) 参加者が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

(24) その他所属長が特に必要と認めた場合 所属長が必要と認める期間

2 前項第1号から第9号まで、第17号から第22号まで及び第24号の特別休暇は有給とし、同項第10号から第16号まで及び第23号の特別休暇は無給とする。

(休職)

第16条 参加者が病気（第18条第1項の疾病を除く。）、負傷その他やむを得ない理由によ

り勤務できない日が連続して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。次項の日数において同じ。）を超える場合においては、市は、当該参加者の申請により必要と認めるときは、これを休職させることができる。

2 前項の場合において、その休職の期間中の報酬の支給は、次に定めるところによる。

(1) 勤務できない事情が職務による負傷又は疾病である場合は、その休職の期間中、報酬から公務災害補償等によって得られる給付を差し引いた額を支給する。

(2) 勤務できない事情が前号に定めるもの以外の場合は、その休職の期間が当該休職に先行する勤務できない日の初日から起算して30日に達するまでは報酬の全額を支給し、30日を超え60日に達するまでは報酬の半額を支給し、60日を超えるときは報酬を支給しない。

(起訴休職)

第17条 参加者が刑事事件に関し起訴されたときは、市は、当該参加者を休職させることができる。

2 前項の場合において、その休職期間中は、報酬の6割を支給する。

(勤務禁止)

第18条 参加者が次に掲げる感染性の疾病その他の疾病にかかったときは、市は、当該参加者を勤務させないものとする。

(1) 病毒伝ばのおそれのある感染性の疾病にかかって、感染予防の措置をしていない者

(2) 精神障害のために、現に自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれのある者

(3) 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者

(4) 前3号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

2 前項の場合において、その勤務しない期間中の報酬の支給については、第16条第2項の規定を準用する。

(休暇及び休職の手続)

第19条 第14条第1項並びに第15条第1項第1号から第5号まで及び第8号から第19号までの休暇を取得する場合は予定日数を、同項第20号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事情がやんだ後、速やかに

届け出て承認を得なければならない。

- 2 第15条第1項第6号及び第7号の休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事情がやんだ後、速やかに届け出なければならない。
- 3 病気又は負傷のため連続して3日を超える休暇を取得する場合及び休職の申請をする場合は、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。この場合において、所属長は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることがある。また、3日以内の休暇を取得する場合であっても、所属長は必要と認めるときは、診断書の提出を求めることができる。
- 4 第17条第1項による休職及び前条第1項による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該参加者は、速やかにその事実を所属長に届けなければならない。

第6章 服務

(職務命令に従う義務)

第20条 参加者は、その職務を遂行するに当たって、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(職務専念義務)

第21条 参加者は、この規則に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用いなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第22条 参加者は、市及び語学指導外国青年招致事業の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(守秘義務)

第23条 参加者は、職務を遂行するに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。退職した後も、また、同様とする。

(セクシュアル・ハラスメントの禁止)

第24条 参加者は、性的な言動によって他の職員に不快感を与えたり、就業環境を害してはならない。

(営利企業の従事等制限)

第25条 参加者は、所属長の許可を受けなければ、いかなる組織の役員となり、若しくは市

以外の者に雇用され、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

(宗教活動等の制限)

第26条 参加者は、その勤務に関して、宗教活動又は政治活動を行ってはならない。

(自動車等運転の制限)

第27条 参加者は、通勤のためにする場合を除き、所属長の許可を受けずにその勤務のために自動車その他の原動機付き交通用具を運転してはならない。

第7章 懲戒

(懲戒処分)

第28条 市は、参加者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該参加者に対し、戒告、減給、停職又は懲戒免職の処分をすることができる。

- (1) 日本国憲法その他日本の法令等又はこの規則に違反した場合
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (3) 当該参加者の担当する職務にふさわしくない行為があった場合
- (4) 勤務態度が不良と認められる場合

2 前項の各処分の意義及び効果は、次に定めるところによる。

- (1) 戒告 書面により当該行為を戒める。
- (2) 減給 1回につき平均報酬の1日分の半額を減給し、当該行為を戒める。ただし、1月以内に2回以上減給する場合においても、その総額は、1月における報酬の10分の1を上回らないものとする。
- (3) 停職 7日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の報酬は支払わない。
- (4) 懲戒免職 予告期間を設けることなく即時に免職する。この場合において、所轄の労働基準監督署の認定を受けたときは、労働基準法第20条に規定する手当を支給しない。

第8章 公務災害補償等

(公務災害補償)

第29条 参加者は、公務上の災害（負傷、疾病、障害等又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例（平成8年長崎県市町村総合事務組合条例第18号）の定めるところにより、これらの災害に対する補償を受けることができる。

(公務外の災害補償)

第30条 市は、損害保険契約の締結により、参加者が公務上の災害又は通勤による災害以外の災害を受けた場合における損害補償について配慮するものとする。

第9章 雑則

(委任)

第31条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(令和5年6月1日から同年10月31日までの間における特別休暇の特例)

2 令和5年6月1日から同年10月31日までの間における第15条第1項第18号の規定の適用については、同号中「3日間」とあるのは「5日間」とする。

報告第5号

南島原市教育支援委員会委員の委嘱について

提案理由

南島原市教育支援委員会条例第3条の規定に基づき、教育支援委員会委員を委嘱したため、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第5条の規定により報告する。

令和7年4月25日提出

南島原市教育委員会
教育長 松本 弘明

令和7年度 南島原市教育支援委員会委員名簿

【 学校教育課 】

区 分	No	氏 名	備 考
学識経験を有する者(条例第3条1号)	1	ウエキ エイスケ 植木 英祐	学校医(南高医師会の推薦による医師)
	2	シロノ ケンジ 城野 健児	
	3	ハタナカ セイジ 畑中 清二	県立島原特別支援学校教頭
	4	オオマチ リツコ 大町 律子	社会福祉法人コスモス会
関係教育機関の職員(条例第3条2号)	5	コマツ ユミ 小松 由美	深江小学校校長
	6	マツシマ ヨシユキ 松島 由幸	布津中学校校長
	7	コマツ ミカ 小松 美香子	西有家小学校 特別支援教育コー ディネーター小学校代表
	8	ミヤザキ ヒトエ 宮崎 史恵	深江中学校 特別支援教育 コーディネーター中学校代表
関係行政機関の職員(条例第3条3号)	9	シバタ ユカ 柴田 祐佳	市福祉保健部・こども未来課長
	10	ナカムラ サトミ 中村 里美	市福祉保健部・こども未来課(保健師)
その他必要と認められる者(条例第3条4号)	11	マツシマ アキラ 松島 晃	民児協会長(協議会の推薦)
	12	ワタナベ ユウジ 渡邊 裕治	原城こども園長(私立こども園代表)
	13	マツシマ ヨウタロウ 松島 興太郎	こば保育園理事長(南島原市保育会長)

報告第6号

学校医の変更について

提案理由

学校保健安全法第23条に基づき学校医を変更したため、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第5条の規定により報告する。

令和7年4月25日提出

南島原市教育委員会
教育長 松本 弘明

令和7年度 南島原市立小学校・中学校学校医名簿

町名	学校名	学校医	院名	摘要
深江町	深江小学校	城野 健児	しろの医院	
	小林小学校	城野 健児	しろの医院	
	大野木場小学校	泉川 欣一	泉川病院	
	深江中学校	泉川 卓也	泉川病院	
布津町	布津小学校	明島 淳民	明島整形外科医院	
	飯野小学校	奥村 幸司	南島原クリニック	
	布津中学校	明島 淳民	明島整形外科医院	
有家町	有家小学校	小嶺 俊	小嶺整形外科クリニック	
	有家小学校	常岡 伯紹	つねおかクリニック	R7.4.1より
	堂崎小学校	奥村 幸司	南島原クリニック	R7.4.1より
	有家中学校	坂上 和平	坂上整形外科医院	R7.4.1より
西有家町	西有家小学校	森田 十和子	永田内科泌尿器科医院	
		磯野 潔	いその産婦人科医院	
		伊崎 祐介	伊崎医院	
	西有家中学校	石川 和仁	石川内科医院	
		伊崎 祐介	伊崎医院	
北有馬町	有馬小学校	佐藤 哲也	北有馬クリニック	
	北有馬中学校	佐藤 哲也	北有馬クリニック	R7.4.1より
南有馬町	南有馬小学校	太田 大作	菜の花クリニック	R7.4.1より
	南有馬中学校	中村 研二	中村医院	R7.4.1より
口之津町	口之津小学校	哲翁 和博	哲翁病院	
	口之津中学校	植木 英祐	植木内科医院	
加津佐町	加津佐小学校	寺澤 佳洋	口之津病院	
	野田小学校	池永 健	口之津病院	
	加津佐中学校	池永 健	口之津病院	

報告第7号

史跡原城跡・日野江城跡専門委員会委員の委嘱について

提案理由

史跡原城跡・日野江城跡専門委員会条例第3条の規定に基づき、史跡原城跡・日野江城跡専門委員会委員を委嘱したため、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第5条の規定により報告する。

令和7年4月25日提出

南島原市教育委員会
教育長 松本 弘明

令和7年度 史跡原城跡・日野江城跡専門委員会名簿（五十音順）

任期：令和7年4月1日～令和8年3月31日

	新任/ 再任	氏名	所属	役職	備考
				専門分野等	
1	再任	朽津 信明 くちつ のぶあき	東京文化財研究所 保存科学研究センター 修復計画研究室	研究員（シニアフェロー） 保存科学・地質学	
2	再任	嶋田 惣二郎 しまだ そうじろう	南島原市文化財保護審議会	会長 地域有識者	
3	再任	杉本 知史 すぎもと さとし	長崎大学 大学院工学研究科 システム科学部門	准教授 土木工学	
4	再任	千田 嘉博 せんだ よしひろ	名古屋市立大学 高等教育院	教授 城郭	
5	再任	服部 英雄 はっとり ひでお	(元)名古屋城調査研究センター センター長	中世史	
6	再任	宮武 正登 みやたけ まさと	佐賀大学 地域学歴史文化研究センター	教授 城郭	
7	再任	分部 哲秋 わけべ てつあき	(元)長崎大学医学部 准教授	形質人類学	